

名古屋市美術館コーヒーショップ出店者募集要項

1 概要

名古屋市美術館（以下「美術館」という。）では、美術館利用者のサービス向上を図ることを目的に館内にコーヒーショップスペースを設置しています。

この度、「コーヒーショップ」出店者を募集します。応募者の業績や、経営のアイデア、遂行力、賃料などを総合的に審査し、最も美術館にふさわしい名古屋市美術館コーヒーショップ出店候補者（以下「出店候補者」という。）を選定します。応募を希望される方は、この募集要項をよくお読みになり、次の各事項をご承知のうえでご応募ください。

なお、コーヒーショップ出店の企画にあたっては、次の基本指針をふまえたものとしてください。

コーヒーショップ出店における基本指針

- 1 美術館の雰囲気になじみやすい、静かでゆったりとした時間を過ごすことができる場所とすること
- 2 美術館の一施設として、来館者を主対象とした営業を行うこと
- 3 子どもから高齢者までの幅広い年齢層及び外国人等、様々な利用者に対応したサービスを提供すること
- 4 軽食等も扱うなど、利便性の高い営業を行うこと

(1) 貸付物件

- ア 名古屋市中区栄二丁目 17 番地 25 号
名古屋市美術館 1 階コーヒーショップ
- イ 貸付面積 63.82 m²（別添仕様書参照）
- ウ 最低賃料（税抜） 81,306 円（月額）

(2) 指定用途

飲食業の営業

(3) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

※借地借家法第 38 条に定める定期建物賃貸借契約によるものとし、貸付期間の満了により当該契約は終了し、更新はしません。

(4) 貸付料

上記（1）に記載する最低賃料（税抜）81,306 円（月額）以上で、応募者の提案賃料によります。また、契約と同時に貸付料の 3 か月分を契約保証金として納付いただきます。契約保証金については、契約内容に従った履行が終わったのちに返納します。

契約期間中の貸付料の変更は行わないものとします。ただし、貸付料が土地の価格の上昇若しくは下落その他経済情勢の変動により、または、周辺の建物の貸付料などに比較して著しく乖離した場合には、美術館と出店者の協議により将来に向かって見直しを行うことができるものとします。

(5) スケジュール

- | | |
|------------|---|
| 募集要項配布 | 令和 6 年 12 月 2 日(月)から令和 7 年 1 月 24 日(金)まで |
| 募集に関する質問受付 | 令和 6 年 12 月 2 日(月)から令和 6 年 12 月 13 日(金)まで |
| 質問に対する回答 | 令和 6 年 12 月 17 日(火) |
| 応募受付 | 令和 6 年 12 月 23 日(月)から令和 7 年 1 月 24 日(金)まで |

ヒアリング・審査	令和7年1月27日(月)午後
選定結果通知	令和7年2月下旬
契約締結日	令和7年4月1日
営業開始	令和7年4月上旬（展覧会会期に合わせて開始）

2 応募に関する事項

(1) 応募の資格

出店候補者選定に応募しようとする方は、次の条件を満たす方とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- ③ 国税、地方税を滞納していないこと。（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本件に参加しようとする者等であること。
- ⑦ 募集要項配布の開始日から出店候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、募集要項配布の開始日から出店候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ⑧ 募集要項配布の開始日から出店候補者選定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財管第253号）に基づく排除措置の期間中でない者であること。
- ⑨ 過去又は現在において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の許可（営業の種類が飲食店営業であるものに限り、）を受けて飲食店の営業を行った実績がない者でないこと。
- ⑩ 本社・本店所在地及び名古屋市内において食品衛生法に基づく、許可の取消し、若しくは営業の禁止若しくは停止の処分を受けた後3年間を経過しない者でないこと。

なお、応募者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、愛知県警察本部への氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）
（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等名古屋市が締結する次に掲げる契約及び公の施設の指定管理者の指定をいう。
 - ア 工事又は製造の請負契約
 - イ 物件の買入れ又は借入れの契約
 - ウ 役務の委託契約
 - エ 不用品の売払い契約
 - オ 公有財産の売払い又は貸付の契約
- (2) 法人等法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4 (1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

3 情報交換

- (1) 市長等は、契約等の相手方となる又はなり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するか否かについて、警察本部長に対し、照会書（様式第1号）により照会することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、前号の照会を受けたときは、市長等に対し、速やかに回答書（様式第2号）により回答するものとする。
- (3) 警察本部長は、(1)の市長等からの照会によるほか、排除措置対象法人等に該当すると認めたときは、市長等に対し、速やかに通報書（様式第3号）により通報するものとする。

4 排除措置の要請、決定及び措置結果の通知

- (1) 警察本部長は、排除措置対象法人等に該当すると認める3(2)による回答又は3(3)の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長等に対し、契約等からの排除要請を行うものとする。
- (2) 市長等は、前号の排除要請に係る法人等については、排除措置を決定し、その措置結果を、警察本部長に対し、通知書（様式第4号）により通知するものとする。

5 契約等に係る妨害又は不当要求の際の措置

市長等は、契約等の相手方となる法人等から、当該契約等の履行に関し、2(7)に規定する妨害又は不当要求を受けた旨の申し出があった場合は、警察へ被害届を提出するよう指導するとともに、警察本部長に指導を行った旨を通知するものとする。

6 支援・協力体制

- (1) 市長等は、この合意書に基づいてとる措置の相手方となる法人等からの妨害等が予想されるときは、警察本部長に対し、警察官の出動を要請することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、市長等が、この合意書に基づく措置をとるに際し、又は措置をとった後、当該措置の相手方となる法人等からの妨害、不服申立等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、協力するものとする。

7 その他

- (1) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 3の規定による情報交換については、名古屋市においては情報交換に関する事務を主管する組織の局長（これに相当する職にある者を含む。）が、愛知県警察においては愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長が行うものとする。ただし、3(3)の規定による通報については、名古屋市総務局長、名古屋市財政局長及び名古屋市財政局契約監理監あてに行うものとする。
- (3) この合意書は、平成20年4月1日から効力を発する。
- (4) 平成2年2月1日付け、「建設業からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立についての合意書」は、平成20年3月31日限り廃止する。

名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、警察本部長との密接な連携のもと、名古屋市が締結する公有財産の売払い及び貸付の契約等から暴力団関係事業者を排除する措置について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）及び合意書1(2) から(6) に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公有財産の売払い又は貸付の契約

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の5第1項の規定により実施する不動産の売払又は貸付契約及び法第238条の4第2項の規定により実施する不動産の貸付契約をいい、広告又はネーミングライツ等公有財産を活用して対価を得る契約を含めるものとする。

(2) 一般競争入札等

公有財産の売払い又は貸付の契約を、競争入札、先着順売払い若しくは貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合をいう。

(3) 随意契約

一般競争入札等以外の方法で実施する公有財産の売払い又は貸付の契約をいう。

(4) 有資格者

一般競争入札等の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方をいう。

(5) 局区等の長

売払契約にあつては、財政局長又は名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号。以下「規則」という。）第45条に基づき当該普通財産を処分する当該局長若しくは教育次長とし、貸付契約にあつては当該財産を管理する局区等の長又は教育次長とする。

(6) 排除措置事業者

現に排除措置を受けている者をいう。

（有資格者への周知）

第3条 局区等の長は、公有財産の売払い又は貸付の契約を締結しようとするときは、合意書に基づき契約から暴力団関係事業者を排除すること及び次条により暴力団関係事業者であるかどうかを警察本部長に照会することをあらかじめ公告及び入札説明書等に記載するなどの方法により、有資格者に周知しなければならない。

（報告等）

第4条 局区等の長は、有資格者が合意書2に規定する排除措置の対象となる法人（以下「排除措置対象法人等」という。）に該当すると疑うに足る事実を把握したとき又は必

要と認める場合には、様式1により財政局長に報告しなければならない。報告は、当該入札日（随意契約等においては契約予定日）の2週間以上前の次項に定める集約日までに行うものとする。

- 2 財政局長は、合意書3(1)に基づき、当該有資格者が排除措置対象法人等に該当するかどうかについて、原則として毎月1日及び15日（1日及び15日が閉庁日の場合は直後の開庁日）を集約日とし、この日までに報告されたものを集約のうえ警察本部長に対し照会するものとする。
- 3 財政局長は、警察本部長から前項による照会の回答文書等を受け取ったときは、すみやかに当該書面を添えて様式2により、局区等の長へ通知するものとする。

（排除措置）

第5条 局区等の長は、前条第3項の回答の結果、又は合意書3(3)の規定に基づく警察本部長からの通報により、有資格者が合意書2各号に定める排除要件のいずれかに該当すると認めるときは、排除に必要な相当の期間を定めて排除措置を行い、合意書4(2)により当該措置結果を財政局長を通じて警察本部長に通知するものとする。

- 2 局区等の長は、前項の規定により排除措置を行ったときは、前条第3項で添付された警察本部長から回答書又は通報書の写しを付して、様式3により、遅滞なく当該有資格者に対して通知するものとする。

（契約からの排除）

第6条 局区等の長は、排除措置事業者を一般競争入札等に参加させてはならない。一般競争入札等の参加資格の確認の結果、既に競争入札参加資格等を有する旨の通知がなされている者が、落札決定又は契約の相手方と決定するまでの間に排除措置を受けたときは、当該通知を取り消すものとする。

- 2 局区等の長は排除措置事業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、排除措置事業者の所有する土地を買収する必要がある場合など、当該契約の目的及び内容から随意契約の相手方とする必要がある場合を除く。

（用途制限の措置）

第7条 局区等の長は、公有財産の売払い又は貸付の契約を締結するときは、前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当該物件が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならないこと。
- (2) 契約の相手方が前号に違反したときは、売払代金又は貸付料総額の100分の30に相当する額を違約金として支払わなければならないこと。
- (3) 契約の相手方が第1号に違反したときは、当該契約の解除ができること。

（使用許可への準用）

第8条 法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合（以下「使用許可」という。）については、第3条から第5条まで、第6条第2項本文、第7条第1号及び同条第3号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公有財産の売払い又は貸付の契約を締結」とあるのは「行政財産の使用を許可」と、「合意書」とあるのは「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意

書」と、「契約」とあるのは「使用許可」と、「有資格者」とあるのは「申請者」と、「契約予定日又は入札日」とあるのは「許可予定日」と、「様式 3」とあるのは「規則第 2 号様式に準じた様式」と、「随意契約」とあるのは「使用許可」とそれぞれ読み替えるものとする。

(土地基金に属する土地の貸付契約への準用)

第 9 条 名古屋市土地基金（以下「土地基金」という。）に属する土地の貸付契約については、第 3 条から第 5 条まで、第 6 条第 1 項、同条第 2 項本文及び第 7 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公有財産の売払い又は貸付の契約」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約」と、「合意書」とあるのは「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書」と、「有資格者」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方」と、「様式 3」とあるのは「様式 3 に準じた様式」と、「一般競争入札等」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行うもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第 10 条 本要綱に定める排除措置に関して財政局長が行う事務は、財政局財政部管財課において処理する。

(2) 質問等の受付と回答

募集に関する質問及びその回答は以下のとおりとします。

① 質問の受付

- ア 受付期間 令和 6 年 12 月 2 日(月)から令和 6 年 12 月 13 日(金) まで
- イ 提出先 名古屋市美術館総務課 (担当: 佐藤)
- ウ 提出方法 電子メール (a2120001@kyoiku.city.nagoya.lg.jp) 又は
ファクシミリ (052-212-0005)

エ 記載内容

- a 質問事項 (書式自由)
- b 回答を受ける部署等の情報
会社名・部署名・担当者名 (個人の場合は氏名)、〒、住所、電話番号、電子
メールアドレス又はファクシミリ番号等

② 回答 令和 6 年 12 月 17 日(火) までに個別に回答します。

※ 質問の回答は、下記の場所及び期間で閲覧できます。

(閲覧場所) 名古屋市美術館公式サイト

(閲覧期間) 令和 6 年 12 月 18 日 (水) から 12 月 24 日 (金) まで

(3) 応募書類

- ① 応募者は、下記の書類に必要事項を記入し、期限内に、持参又は郵送 (必着) により提出してください。メールやファクシミリ等による応募は受け付けません。

<法人の場合>

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 法人役員等に関する調書（様式2）
- ウ 会社概要等（会社等の事業内容、経歴等がわかるもの。パンフレット等）
- エ 決算報告書（会計原則に従った公式のもので、最も至近のもの。）
- オ 法人登記簿謄本（原本、発行後1か月以内のもの）
- カ 納税証明書（原本）
 - a 直近の事業年度にかかる名古屋市へ納税の法人市民税の納税証明書
ただし、名古屋市に納税義務を有しない場合は、本店又は主たる営業所所在地において納付した法人市町村民税の納税証明書
 - b 直近の事業年度に係る法人税の納税証明書

<個人の場合>

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 事業概要等（個人事業の内容、経歴等がわかるもの。）
- ウ 令和5年分所得税確定申告書の控えのコピーとその添付書類
- エ 住民票の写し又は外国人登録原票の写し（発行後1ヶ月以内のもの）
- オ 納税証明書（原本）
 - a 令和5年度の名古屋市へ納税の市民税の納税証明書
ただし、名古屋市に納税義務を有しない場合は、住所所在地の市町村において納税した市町村民税の納税証明書
 - b 令和5年分にかかる所得税の納税証明書

② 応募受付期間

令和6年12月23日(月) から令和7年1月24日(金) まで
午前9時30分から午後5時まで

③ 提出先

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目17番25号
名古屋市美術館総務課（担当：佐藤）
電話 052-212-0001

- ④ 応募書類について不備がある場合には、失格となる場合があります。
- ⑤ 提出いただいた書類については返却しません。
- ⑥ 本応募に関して応募者が要した一切の費用は、応募者負担とします。
- ⑦ 応募書類提出後、応募を辞退することが明白となった場合には、提出先の担当者まで連絡のうえ、応募辞退届（様式は任意）を提出してください。

(4) 評価委員によるヒアリング

- ① 場 所 名古屋市美術館2階会議室
- ② 日程等 令和7年1月27日(月) 午後
- ③ 時間等の詳細については、令和7年1月23日(木) までに、電子メールで通知します。
- ④ 注意事項
 - ・ヒアリングは、出店候補者選定会議において、提出された企画提案書に対して行います。追加資料等の配布は禁止します。
 - ・ヒアリングに出席しない場合は、辞退したものとみなします。出席は代理の者でも可とします。ただし、交通機関の事故等でやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではありません。

(5) 出店候補者の選定

- ① 出店候補者の選定は、出店候補者選定会議において行います。
- ② 応募者の提案賃料が、「前記1(4)貸付料」に示す最低賃料に満たない場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。
- ③ 選定の結果、ふさわしい提案の応募がないとされた場合には、出店候補者無しとする場合があります。
- ④ 選定結果は応募者それぞれに郵送にて通知します。

(6) 選定基準

出店候補者選定会議では、応募者の提案について、以下の評価基準に従い審査し、出店候補者を選定します。

評価基準

評価項目	指標	配点
収 益	月額賃料	30点
事 業	応募者の健全性	20点
	事業規模・実績	
企画運営	コンセプト・サービス形態	50点
	メニュー・価格	
	運営体制・衛生管理体制	
	美術館の魅力向上のための企画提案	
合 計		100点

※ なお、総得点が最上位でも、個別の評価項目の配点に対する得点割合が著しく低いと、出店候補者に選定されない場合があります。

(7) 選定結果の公表

本市公式サイトにおいて、結果（応募者数、出店候補者名、提案賃料）を公表します。

(8) その他

- ① 名古屋市は、公平で厳選な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問い合わせには応じられません。
- ② 提出された企画提案書については、出店候補者が決定するまで応募者は公表、使用することはできません。なお、名古屋市から受領した質問事項に対する回答等については、名古屋市の了解なく公表、使用することはできません。
- ③ 原則として一度提出された企画提案書の記載内容の変更はできません。
- ④ 企画提案書の記載内容については原則的に実際の営業に反映していただきますが、各種制約によりそのまま実施できない場合があります。
- ⑤ 出店場所の現場見学については、事前に日程調整が必要です。
- ⑥ 企画提案書については、審査以外の目的で応募者に無断で使用いたしません。

(9) 参考データ

① 美術館の概要

名古屋市美術館公式サイト (<http://www.art-museum.city.nagoya.jp/>) を参照してください。

② 美術館の運営について

ア 開館時間

午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）
 ただし、金曜日（祝日は除く）は午後8時（入館は午後7時30分まで）

イ 休館日

毎週月曜日、年末年始、臨時休館（展示品の入れ替え、施設修繕等）

ウ 年間入場者数等

年度	総入場者数 (人)	特別展 (人)	常設展 (人)	普及事業 (人)	開館日数 (日)	休館日数 (日)
3	253,096	178,549	67,739	6,808	289日	76日
4	254,315	151,718	96,033	6,564	197日	168日
5	419,580	233,718	166,238	19,624	224日	142日

※令和4年度は工事等による休館（約4か月）を含む

エ 令和5年度入場者数の内訳

(単位：人)

区分	大人	高大生	小中生
常設展	149,833	10,311	6,094
特別展	204,398	14,402	14,918

オ 令和5年度1日入場者数

(単位：人)

区分	最高	最低	平均	夜間		
				最高	最低	平均
常設展	1,736	18	409	243	20	69
特別展	4,961	81	1,043	871	23	157

カ 管理運営主体

名古屋市

<募集に関する問い合わせ先>

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目17番25号
 名古屋市美術館総務課（担当：佐藤）
 電話 052-212-0001
 ファクシミリ 052-212-0005
 E-mail : a2120001@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市美術館コーヒーショップ出店者募集に係る企画提案書(案)

令和 年 月 日

名古屋市教育委員会教育長 様

令和6年12月2日に掲示のありました表記の募集について、募集要項を十分理解し内容について承諾のうえ、下記のとおり応募します。

なお、当社は応募資格の条件を満たしていること及び本提案書の記載事項は真実と相違ないことを誓約します。

(応募者)

所在地 法人名 代表者職・氏名	〒	
担当者・連絡先	部署名	
	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

1 提案賃料〈固定額〉

月額 _____ 円 (税抜額)

2 営業の状況

事業歴 及び沿革	-----				

営業の総括	総店舗数	店、	営業実績年数	年	か月

3 営業の企画運営

営業の コンセプト (指針①②)	-----				

営業時間 (希望)	開館日(平日)	午前	時 分 から	午後	時 分 まで
	開館日(土日祝)	午前	時 分 から	午後	時 分 まで
	開館日(夜間営業日)	午前	時 分 から	午後	時 分 まで
ユニバーサル サービス ・ サービス 形態 (指針③④)	-----				

主 な メニュー (指針④)	主なメニュー	価格(円)	主なメニュー	価格(円)	
	1	円	6	円	
	2	円	7	円	
	3	円	8	円	
	4	円	9	円	
	5	円	10	円	
売上計画	客席数			席	

企画提案書記載要領

1 「表紙」について

(1) 日付は提出日の日付を記入してください。

(2) 法人の場合

ア 「所在地 法人名 代表者職・氏名」については、本社または本店等（以下本社等」という）の郵便番号と所在地、法人名、代表権を持つ者の職と氏名を記入してください。東海地区等の支社または支店等（以下「支社等」という）が申請者となる場合には、当該支社等について本社等に準じて記入してください。

イ 「担当者・連絡先」については、本件に係る担当者の部署名、職・氏名、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスを記入してください。

(3) 個人の場合

ア 「所在地 法人名 代表者職・氏名」については、住民票の存在する郵便番号、住所、氏名を記入してください。

イ 「担当者・連絡先」については、上記住所の電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスのみ記入してください（部署名、職・氏名は記入不要）。

ただし、連絡先が店舗等の場合には、欄外に店名（もしくは屋号）を記入し、その電話番号、ファクシミリ番号等、連絡を記入してください。

2 「営業の状況」について

(1) 「事業歴及び沿革」については、特に提案の営業業態のコーヒーショップに関して記入してください（応募者が支社等の場合には、本社等の創業および支店の分立について時期、経緯も記入してください）。

(2) 「営業の総括」については、応募者が現在経営しているコーヒーショップ全体について記入してください。

3 「営業の企画運営」について

ア 「営業のコンセプト」については、どのような業態（例：カフェテリア、レストランなど）で、どのように考えた営業を行うのか、アピールすべき点を具体的にかつ自由に記入してください。

イ 「営業時間」については、希望する営業時間を記入してください。

ウ 「ユニバーサルサービス・サービス形態」については、コーヒーショップ利用者への飲食サービスの方式（例：テーブルサービス、セルフサービスなど）及びユニバーサルサービス（幅広い年齢層・障がい者・外国人等に対する対応）につ

いて記入してください。

エ 「主なメニュー」については、食事メニューだけでなく、喫茶利用メニューも記入してください。

オ 「売上計画」については、想定する計画を記入してください。

カ 「衛生管理体制」については、衛生管理計画等の内容、管理責任者等についてご記入ください

キ 「美術館の魅力を向上させる企画提案」については、美術館の魅力を向上させるため、コーヒーショップとしてできる企画提案があれば記入してください。

ク 「その他」については、コーヒーショップの企画運営について提案したいことがあれば自由に記入してください。

特に、正規従業員、パートタイムやアルバイト従業員等、従業員体制についても記入してください。

4 その他

(1) 企画提案書の表紙以外には、応募者を特定または推測できるような記載をしないでください。

(2) 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を拡張して対応してください。

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

※ 法人の役員について記載してください。

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	M・T・ Ⓢ ・H 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	M・T・ Ⓢ ・H 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	M・T・ Ⓢ ・H 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(マルハチ サブロウ) 丸八 三郎	M・T・ Ⓢ ・H 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	M・T・S・H ・		 代表役員については、法人登記簿に記載されている住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

※ 法人の役員について記載してください。

名古屋市美術館コーヒーショップ出店にかかる仕様書

本仕様書において、賃貸人（名古屋市）は甲とし、賃借人（コーヒーショップ出店者）を乙とする。

1 貸付物件

(1) 所在地番・貸付場所

名古屋市中区栄二丁目 17 番 25 号

名古屋市美術館 1 階コーヒーショップ（無料区域）

(2) 貸付面積 客席・厨房 63.82 m²

(3) 位置 別図 1 及び 2 を参照

(4) 構造 鉄筋コンクリート造地上 1 階部分

(5) 供給設備 電 気・・・電灯：単相 100/200V 50A（照明含む） 動力：3 相 200V 75A（パッケージエアコン含む）

ガス・・・東邦ガスより供給

上水道・・・口径 25mm（名古屋市上下水道局より供給）

情報設備・・・内線電話

(7) 地域・地区 商業地域、防火地域、都市公園、白川通地区都市景観協定区域

2 指定用途

飲食店の営業

3 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

※ 借地借家法第 38 条に定める定期建物賃貸借契約によるものとし、貸付期間の満了により当該契約は終了し、更新は行いません。

4 貸付料

貸付料は、出店者の提案賃料とし、契約書に定める期限までに甲が発行する納入通知書により納付すること。

5 契約保証金

(1) 貸付契約の締結と同時に、契約保証金を甲が発行する納入通知書により納付すること。

(2) 契約保証金は、貸付月額（提案賃料）の 3 か月分とする。

(3) 契約保証金は、貸付物件の明け渡し完了後に還付する。但し、未払い貸付料等がある場合は甲に対する一切の債務を控除した残額を還付する。

(4) 契約保証金には、利子を付さない。

(5) 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限る。小切手は納付日前 10 日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければならない。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店で確認すること。

6 経費の負担

(1) 施設及び設備の負担区分

区分	甲	乙
厨房	躯体、内装 (床、壁、天井) 冷凍庫、冷蔵庫、二槽シンク、製氷機、フィッシャーウェル付テーブル、アイスクリームストッカー	必要とする厨房設備機器
客席	躯体、内装 (床、壁、天井) 空調設備、照明設備、防災設備、 電気スタンド 8 個 客用テーブル 11 個 いす 36 脚	必要とする客席設備

(2) 乙が負担すべき経費

ア 乙が使用することができる甲が設置した既設の厨房設備、什器、備品類 (冷凍庫、冷蔵庫、二槽シンク、製氷機、フィッシャーウェル付テーブル、アイスクリームストッカー、電気スタンド、客用テーブル、いす) の日常的な維持管理・修繕の費用。ただし、経年劣化等、通常の使用において壊れた場合の撤去、新設に要する費用の負担は、甲乙協議のうえ決定する。

イ 甲が設置した既設厨房設備、什器、備品類以外のものを、乙が新たに設置する場合の設置、維持補修及び撤去に要する費用 (事前に書面により甲の承認が必要)

ウ 貸付期間が満了し、又はその他の事由により契約が終了する場合の貸付物件を現状に回復する費用。

ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りではない。

エ 光熱水費等

電気料金及び上下水道料金は、甲が毎月、子メーターを検針し、前月の使用量から料金を算定するものとし、甲が発行する納入通知書により納入期限までに納入すること。ガス料金については、乙が個別にガス会社と契約すること。

オ 食堂営業に必要な各種手続きに要する一切の費用

カ 室内照明管球の調達・交換に要する費用

キ 室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用

ク 清掃、防虫、防鼠、消毒等の衛生管理に要する費用

ケ ごみ処理に伴う費用

7 貸付条件等

(1) 営業開始日

乙は、貸付期間内に速やかに開業準備に着手し令和7年4月12日までに営業を開始できるようにすること。(令和7年4月1日から4月11日までは臨時休館)

(2) 営業日・営業時間

美術館開館日は、原則として午前9時30分～午後5時の間 (ただし、祝日を除

く金曜日は午後8時まで)、営業を行うこと。

なお、上記時間外(休館日を含む)に営業することができる。その場合、乙は事前に甲の承認を得ることとする。

大型展覧会の混雑緩和対策等の理由により開館時間を延長する場合は、その都度協議するものとする。

(3) 美術館休館日

毎週月曜日(祝日にあたる時は、その直後の平日)及び12月29日から翌年1月3日まで。

なお、上記の休館日に、大型連休、大型展覧会の混雑緩和対策等の理由により、臨時開館をする場合は、甲は乙に事前に通知する。

展示品の入れ替え及び施設修繕等の理由により、臨時休館する場合がある。この場合、甲は乙に事前に通知する。

(4) 特別展開会式

特別展の開会式を行う際(主に特別展開幕の前日)に、参列者に呈茶券と引き換えにコーヒー等の提供を行うこと。メニュー・金額等については、その都度、協議するものとする。

(5) 名札等の着用

乙は、美術館に出入りする従業員に対し、名札等を着用させること。

(6) 営業責任者

営業に関する決定権を有する専任の責任者(店長、支配人などに相当するもの)を常駐させること。

(7) 火元責任者の配置

コーヒーショップには、常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。また、甲及び消防署より防火上の指導があった場合には、乙が対処すること。美術館が行う避難訓練には参加すること。

(8) 禁煙

館内は終日禁煙であり、コーヒーショップ内も全面禁煙のため従業員に周知徹底すること。

(9) 食材・物品類の搬入・搬出

食材・物品等の搬入及び廃棄物等の搬出は、職員通用口を利用すること。

車輛の乗入及び搬入出経路は、甲の指示を受けた方法によること。

(10) 提供メニュー・サービス及び提供価格

多くの方が利用しやすいメニューやサービスと価格設定とし、事前に甲の承認を得ること。

(11) 酒類・たばこの販売

たばこの販売は禁止する。

酒類については一定の条件のもと販売を許可する。(事前に甲と調整すること)

(12) 営業許可の申請等

食品衛生法に基づく営業許可等、各種法令に定められた許可の取得や届出のうち自己の責任によるものについては所定の期日までに行うこと。

(13) 衛生管理

乙は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事

案については、すべて乙の責任と負担において対処すること。衛生管理及び感染対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

(14) 張り紙、看板

甲の許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示は認めない。

(15) 売上金等の管理

売上金等の管理については、甲は一切責任を負わない。

(16) 非常時の対応

市内において大地震、大型台風、大規模事故・事件、その他社会的影響の大きな災害等が発生し、その対策上、貸付スペースが必要と甲が判断したときは、営業を休止し、甲が必要なスペースを使用できるものとする。なお、この場合における貸付料等の取扱いについては、その都度、協議するものとする。

8 使用上の制限

- (1) 乙は、最善の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。
- (2) 乙は、貸付物件を飲食業の営業以外の用途に供してはならない。
- (3) 乙は、貸付物件を第三者に転貸してはならない。
- (4) 乙は、コーヒーショップの営業を第三者に全面委託してはならない。
- (5) 乙は、貸付物件を暴力団関係事業者等を利する用途に供してはならない。

9 契約の解除

甲は、次の各号の一つに該当する場合は貸付を解除することができる。

- (1) 名古屋市において公用又は公共用に供するため必要とするとき
- (2) 乙が、契約書及び本仕様書の各条項に違反したとき
- (3) 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書の各号に該当するとき
- (4) 前記8（5）に違反したとき
- (5) その他契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき

10 原状回復義務

乙は、貸付期間が満了し、又はその他の事由により契約が終了する場合には、貸付期間満了日又はその他の理由による契約終了日までに、自己の費用をもって貸付物件を原状に回復し、甲の検査を受け、承認を得た後に甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときにはこの限りではない。

11 調査協力義務

甲は、貸付物件について随時その使用状況を実地に調査することができ、この場合、乙は、これに協力しなければならない。

12 損害賠償

乙は貸付契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

13 有益費等の放棄

乙は、貸付契約が終了した場合、終了事由に関わらず、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

14 契約の費用

貸付契約の締結、履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

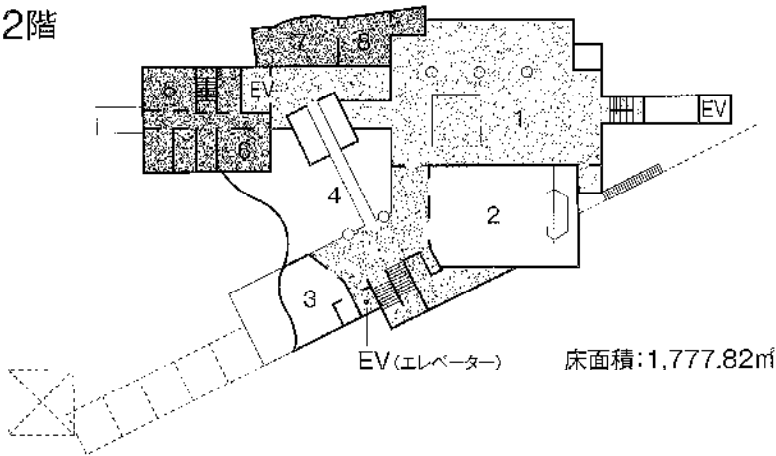
15 疑義の決定

契約書及び要項に定めのない事項に関し疑義のあるときは、甲乙誠意を持って協議のうえ決定する。

美術館平面図

別図 1

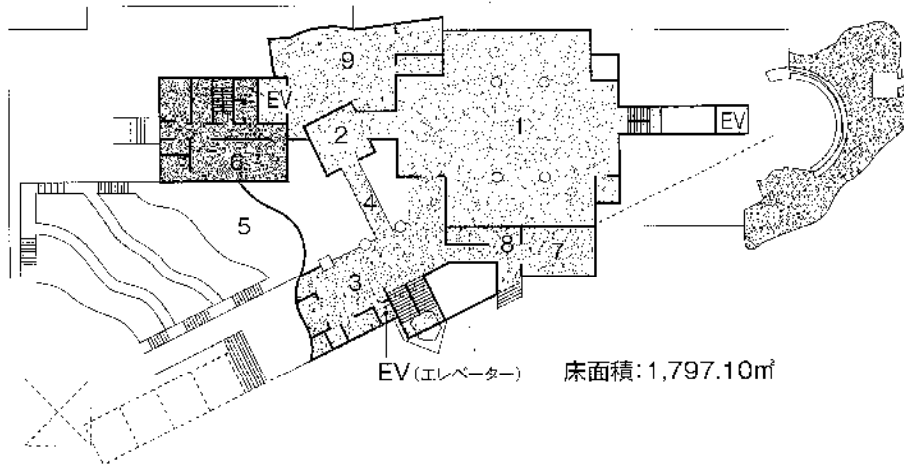
2階



- 1.企画展示室2 (571㎡)
- 2.講堂 (239㎡)
- 3.図書室 (95㎡)
- 4.ブリッジ
- 5.館長室 (39.52㎡)
- 6.会議室 (42.18㎡)
- 7.学芸員室 (75.91㎡)
- 8.資料室 (47.74㎡)

EV(エレベーター) 床面積:1,777.82㎡

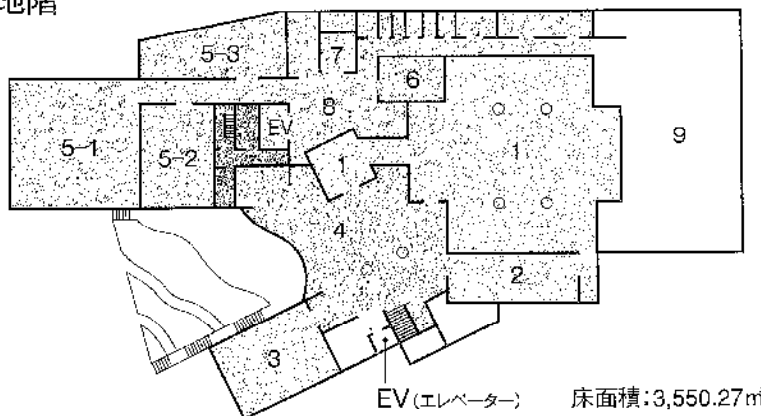
1階



- 1.企画展示室1 (688㎡)
- 2.展示ホール (56㎡)
- 3.エントランスホール
- 4.ブリッジ
- 5.サンクンガーデン
- 6.事務室 (71.69㎡)
- 7.コーヒーショップ (63.82㎡)
- 8.ミュージアムショップ (20.26㎡)
- 9.荷受荷解場

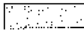


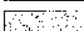
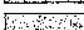
EV(エレベーター) 床面積:1,797.10㎡

地階



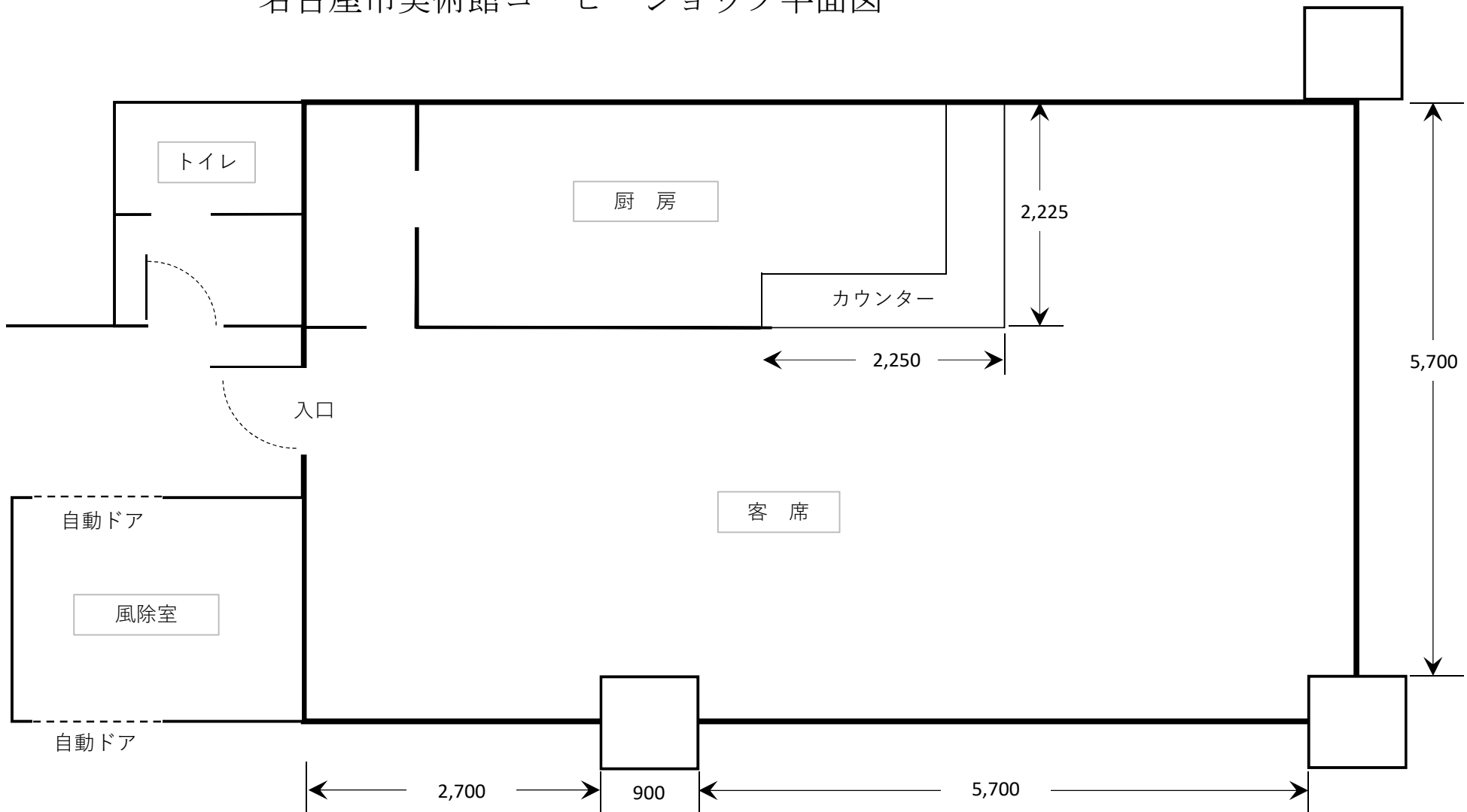
- 1.常設展示室1 (768㎡)
- 2.常設展示室2 (102㎡)
- 3.常設展示室3 (175㎡)
- 4.ロビー
- 5-1.収蔵室1 (328㎡)
- 5-2.収蔵室2 (140㎡)
- 5-3.収蔵室3 (158㎡)
- 6.スタジオ (47.48㎡)
- 7.修復室 (31.77㎡)
- 8.荷解ホール (205.61㎡)
- 9.機械室 (589.13㎡)

EV(エレベーター) 床面積:3,550.27㎡

-  展示部門
-  教育普及部門
-  事務管理部門
-  収蔵保存部門
-  ホール/ロビー等

名古屋市美術館コーヒーショップ平面図

別図2



※ 図面上の寸法は建築図面による。 単位はmm